

改憲手続法の施行に反対し、廃止を求める声明

2007年5月18日に公布された「日本国憲法の改正に関する法律」(改憲手続法)の施行が、この5月18日に迫っています。

この法律は、国民の側からの「憲法改正」要求がないにもかかわらず、「戦後レジームからの脱却」「任期中の明文改憲」を唱えた安倍晋三首相(当時)が、広範な反対の声を無視した強行採決により成立させたものであり、「憲法9条改憲のための手続法」としての本質を有しています。

改憲手続法には、最低投票率の定めがない、公務員・教育者の運動を規制、不明確な要件で労組・市民団体等を弾圧する危険のある罰則、大企業・大金持ちに有利な有料意見広告の野放し、官製「広報協議会」による改憲案PRが無制限に認められる、等の重大な問題点があります。改憲手続法の審議過程での広範な国民的批判、国会での追及により、参議院では、これらの問題点の検討を要求する18項目にもわたる附帯決議がなされました。また附則でも、公務員の政治的行為制限規定を見直して公務員の意見表明が制限されないようにすること(附則11条)、18歳選挙権実現のための法制措置(附則3条)が義務づけられました。しかるに、その後の3年間で、附帯決議や附則についての検討は殆どなされていません。

むしろ、改憲手続法公布のわずか2ヶ月後の2007年7月の参議院選挙では、格差貧困の拡大・改憲路線への国民の厳しい批判により自民党は惨敗して与野党逆転が起こり、2009年8月の総選挙では遂に政権交替が起こりました。改憲路線は二度にわたり明確な断罪を受けたのです。最近の各種世論調査でも改憲反対が多数を占めています。

憲法という最高法規の改正は、慎重の上にも慎重でなければなりません。私たちは、欠陥だらけの改憲手続法の施行に反対し、直ちに廃止することを求めます。同時に憲法9条を守り、憲法を暮らしに生かす地道な努力を今後も続けることを誓うものです。

2010年5月15日

「憲法記念春のつどい」参加者一同